

令和 7 年度佐那河内村監査計画

令和 7 年 4 月 1 日策定

佐那河内村監査委員

令和7年度佐那河内村監査計画

第1 目 的

令和7年度において、佐那河内村（以下「村」という。）監査委員が行う監査、検査及び審査その他の行為（以下「監査等」という。）の実施に関し、効率的かつ効果的な事務を図るため、「年間監査計画」（以下「計画」という。）を定める。

第2 理 念

監査等は、公正で合理的かつ能率的な村の行政運営を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず指導に重点を置いて実施し、佐那河内村（以下「村」という。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され住民の福祉の増進に資するよう努めるものとする。

第3 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な村の行政運営確保のため、法令により定められた権限に基いて、村の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに村の行う事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査等を実施する。

監査等に当たっては、村の財政に関する事務の執行や経営に係る事業の管理並びに村の行う事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われてるかどうか、また、常にその組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、緊張感を持って監視するとともに、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性、有効性の観点に着目し、村の財政健全化と効率化に資することを重点に実施するものとする。

また、監査等の実効性を期するため、過去の指摘に対する改善がなされているかについても把握し、改善の徹底が図られるよう継続的な指導を行い、効率的、効果的な行政執行の確保に寄与するものとする。

あわせて、監査の実施により、村行政に係る事務事業の執行について、常に緊張感が維持されるよう、牽制機能を確保するものとする。

第4 監査等の種類及び実施内容

【監査等の種類】

この計画においては、法に定められている監査等の種類のうち、「定例監査」、「随時監査」、「行政監査」、「財政援助団体等に対する監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査、基金の運用状況審査」、「健全化判断比率等の審査」、を実施するものとし、その内容次のとおりとする。

なお、「指定金融機関等の監査」、「住民からの事務監査請求による監査」、「住民監査請求による監査」、「長からの要求監査」、「議会からの請求による監査」、「長の要求による職員の賠償責任の監査」については、その必要性の判断並びにその請求に応じその都度計画を一部変更し監査を実施するものとする。

【実施内容】

1 定例監査（法第199条第1項及び第4項）

村における財務事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理及び事務事業が合理的かつ効率的に行われ、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化が図られているかについて監査を実施する。

特に、事務事業の執行に係る工事については、当該工事に係る計画、設計、積算、施工等が適正かつ経済的に行われているか、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施する。

2 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

村における事務事業の執行が、法令等の定めるところに従って住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう、また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正が図られているかについて、定例監査以外に監査が必要と認めるときは、いつでも随時に監査を実施する。

3 行政監査（法第199条第2項）

村における事務事業の執行が、法令等の定めるところに従って住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるよう、また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正が図られているかについて、特定の事務や事業の執行を対象として適時に監査を実施する。

4 財政援助団体に対する監査（法第199条第7項）

村が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体に対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施する。

また、村が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人、村が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、村が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び村が条例で定め公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

5 例月現金出納検査（法第235条第2第1項）

○ 検査対象

会計管理者が保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）・預金の現在高及び出納関係諸表等の計数の検証、現金の出納事務が適正に行われているか、又諸帳簿、証拠書類の整備状況、現金、有価証券等の保管状況等を検査する。

また、必要が生じた場合には、指定金融機関に対して監査を行う。

（自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）

6 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）

一般会計及び特別会計について、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

なお、会計管理者をはじめ、関係課より提出された関係書類・帳簿等による照合精査のほか、必要に応じ関係職員からの概況聴取等により実施する。

7 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

決算審査と同時に実施する。

8 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

○ 一般会計財政健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、村長から審査に付された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算定基礎となる書類の計数について正確性を検証するとともに、適正に作成されているかどうかを主眼として審査する。

決算審査と同時に実施する。

○ 公営企業経営健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき、村長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査する。

決算審査と同時に実施する。

第5 監査の実施

1 監査等基本事項

- (1) 監査等は、「佐那河内村監査基準」に基づき実施するものとする。
- (2) 本年度の監査等は、別表に定める「年間監査計画表」に基づき実施するものとする。
- (3) 監査対象課等は、監査委員が指示した調書及び資料等を、指定された期日までに作成し、監査委員に提出するものとする。
- (4) 監査委員は、監査等を行うときは、原則として実施する日の10日前までに監査対象課等に対して、必要事項を通知するものとする。
- (5) 監査対象課等において、監査等の日程を変更しなければならないとき、監査委員と協議の上、日程を変更するものとする。

2 監査等の手法

- (1) 監査等補助職員は、監査対象課等から提出された調書及び資料等により、事前調査等を行うものとする。
- (2) 監査等は、監査対象課等から提出された調書及び資料等を検証し、関係職員の説明を聴取することによりこれを行う。
なお、必要に応じて現地調査及び照合等を行うものとする。
- (3) 監査委員は、必要があると認める場合には資料等の追加提出を求め、監査等を行うものとする。

3 結果報告及び公表

(1) 結果報告

監査委員は、原則として監査等の終了後に講評を行うものとする。

その後、法令等の規定に基づき、監査等の結果に関する報告を決定し、村長及び関係機関の長等に提出するものとする。

(2) 公表

監査委員は、監査結果について報告を行った場合は、速やかに村公告式条例の規定による公表の例によって公表するものとする。

また、村広報誌及びインターネットの村ホームページにおいても同様とする。

(3) 意見

監査委員は、監査等の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織及び運営の合理化に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告に添えてその意見を提出するものとする。

4 指摘事項等の実効性確保

監査委員は、各監査にあたり指摘した事項等について、改善等の措置結果の報告を求め、その状況を確認することで監査制度の実効性を確保するよう努める。

5 措置の報告及び公表

村長及び関係機関の長等は、監査等の結果に基づき、又は監査等の結果を参考として措置を講じたときは、法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知しなければならない。

この場合において、監査委員はこの通知に係る事項を公表しなければならない。

(別 表)

令和7年度 月別年間監査計画表

令和 7 年 度 月 別 監 査 計 画 書

(別 表)

佐 那 河 内 村 監 査 委 員

区 分 月 別	例月出納検査	定例監査 (条例1条)	決算審査	財政健全化 審 査	随時及び補助団体等の監査		備 考
					主管課	補助団体等	
4	22日(火)						8日(火) 県監査委員協議会役員会
5	22日(木)						
6	24日(火)						
7	22日(火)						10日(木) 四国四県町村監査委員協議会研修会
8	22日(金) (残高証明提出)		18日(月)～ 25日(月)	18日(月)			26日(火) 県監査委員協議会役員会
9	22日(月)						
10	22日(水)						16日(木) 町村監査委員全国研修会
11	21日(金)						
12	22日(月)						19日(金) 県監査委員協議会役員会
1	22日(木)						
2	19日(木)	12(木)～ 20(金) 講評10:30～					日時未定 勝名地区監査協議会研修会 13日(金) 県監査委員協議会定期総会 日時未定 市町村トップセミナー
3	23日(月)						

※決算審査・定例監査期間中は、村長、副村長、教育長に関しては、待機を願います。